

令和 8 年

第 2 回 由 利 本 荘 市 議 会
定 例 会 （ 6 月 ） 提 出 議 案

令和 8 年 5 月 2 9 日

秋 田 県 由 利 本 荘 市

令和8年第2回由利本荘市議会定例会（6月）提出議案一覧表		ページ
報告第 2号	由利本荘市税条例の一部を改正する条例専決処分報告	1
報告第 3号	由利本荘市都市計画税条例の一部を改正する条例専決処分報告	1 1
報告第 4号	訴えの提起の専決処分報告	1 4
報告第 5号	令和7年度由利本荘市一般会計補正予算（専決第6号）専決処分報告	1 6
報告第 6号	令和7年度由利本荘市国民健康保険特別会計補正予算（専決第1号）専決処分報告	1 7
報告第 7号	令和7年度由利本荘市介護保険特別会計補正予算（専決第1号）専決処分報告	1 8
報告第 8号	令和7年度由利本荘市診療所運営特別会計補正予算（専決第1号）専決処分報告	1 9
報告第 9号	令和7年度由利本荘市情報センター特別会計補正予算（専決第1号）専決処分報告	2 0
報告第 10号	令和7年度由利本荘市スキー場運営特別会計補正予算（専決第1号）専決処分報告	2 1
報告第 11号	令和8年度由利本荘市一般会計補正予算（専決第1号）専決処分報告	2 2
議案第 96号	由利本荘市教育委員会教育長の任命について	2 3
議案第 97号	由利本荘市教育委員会委員の任命について	2 4
議案第 98号	由利本荘市固定資産評価審査委員会委員の選任について	2 5
議案第 99号	由利本荘市固定資産評価審査委員会委員の選任について	2 6
議案第 100号	由利本荘市固定資産評価審査委員会委員の選任について	2 7
議案第 101号	由利本荘市農業委員会委員の任命について	2 8
議案第 102号	由利本荘市農業委員会委員の任命について	2 9
議案第 103号	由利本荘市農業委員会委員の任命について	3 0
議案第 104号	由利本荘市農業委員会委員の任命について	3 1

議案第105号	由利本荘市農業委員会委員の任命について	32
議案第106号	由利本荘市農業委員会委員の任命について	33
議案第107号	由利本荘市農業委員会委員の任命について	34
議案第108号	由利本荘市農業委員会委員の任命について	35
議案第109号	由利本荘市農業委員会委員の任命について	36
議案第110号	由利本荘市農業委員会委員の任命について	37
議案第111号	由利本荘市農業委員会委員の任命について	38
議案第112号	由利本荘市農業委員会委員の任命について	39
議案第113号	由利本荘市農業委員会委員の任命について	40
議案第114号	由利本荘市農業委員会委員の任命について	41
議案第115号	由利本荘市農業委員会委員の任命について	42
議案第116号	由利本荘市農業委員会委員の任命について	43
議案第117号	由利本荘市農業委員会委員の任命について	44
議案第118号	由利本荘市農業委員会委員の任命について	45
議案第119号	由利本荘市農業委員会委員の任命について	46
議案第120号	由利本荘市農業委員会委員の任命について	47
議案第121号	由利本荘市農業委員会委員の任命について	48
議案第122号	由利本荘市農業委員会委員の任命について	49
議案第123号	由利本荘市農業委員会委員の任命について	50
議案第124号	由利本荘市農業委員会委員の任命について	51

議案第125号	由利本荘市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案	52
議案第126号	由利本荘市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例案	57
議案第127号	由利本荘市老人福祉施設におけるサービスに要する費用の徴収に関する条例の一部を改正する条例案	58
議案第128号	由利本荘市介護保険条例の一部を改正する条例案	62
議案第129号	由利本荘市本荘マリーナオートキャンプ場条例の一部を改正する条例案	64
議案第130号	由利本荘市ゆりの里交流センター条例の一部を改正する条例案	66
議案第131号	由利本荘市ガス供給条例の一部を改正する条例案	69
議案第132号	由利本荘市ガス事業、水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案	74
議案第133号	由利本荘市道路線の認定について	75
議案第134号	令和8年度由利本荘市一般会計補正予算（第2号）	別冊
議案第135号	令和8年度由利本荘市一般会計補正予算（第3号）	別冊
議案第136号	令和8年度由利本荘市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案第137号	令和8年度由利本荘市介護保険特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案第138号	令和8年度由利本荘市診療所運営特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案第139号	令和8年度由利本荘市情報センター特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案第140号	令和8年度由利本荘市水道事業会計補正予算（第1号）	別冊
議案第141号	令和8年度由利本荘市下水道事業会計補正予算（第1号）	別冊
議案第142号	令和8年度由利本荘市ガス事業会計補正予算（第1号）	別冊

報告第2号

由利本荘市税条例の一部を改正する条例専決処分報告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、由利本荘市税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求める。

令和8年5月29日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

処分第11号

由利本荘市税条例の一部を改正する条例

由利本荘市税条例（平成17年由利本荘市条例第69号）の一部を次のように改正する。

第9条中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第11条中「、第96条の6第1項」を削り、同条第2号及び第3号中「第96条の6第1項の申告書、」を削る。

第19条第3項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「。）」の次に「（同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第23条の2第2項中「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

第28条第1項ただし書中「及び第29条の3第1項」を「並びに第29条の3第1項及び第2項第4号」に改める。

第29条の2第1項第2号中「除き、」を「除く。次条第1項第2号において同じ。）（」に改め、「。次条第1項において同じ」を削り、同条第5項中「次条第4項」を「次条第5項」に改める。

第29条の3第1項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者
- (2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第14条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第3号において同じ。）（退職手当等（第49条に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手

当等に係る所得を有する者に限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者

- (3) 法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。)の支払を受ける第14条第1項第1号に掲げる者(当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。)であって、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。)若しくは特定親族(合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者

第29条の3第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第48条の9の7の3」を「第48条の9の8」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書に」を「同条第1項の規定による申告書に」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出する」を「同条第1項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
- (2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨
- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (5) その他施行規則で定める事項

第71条中「が土地」の次に「又は家屋」を加え、「、家屋にあつては20万円」を削り、「150万円」を「180万円」に改める。

第95条第1項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第95条第2項を削り、同条第3項中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第1項」を「、前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第2項とする。

第95条の2第1項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第95条の2第2項中「3輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第96条の2（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第96条の3から第96条の8までを削る。

第97条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第98条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第99条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第100条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改める。

第101条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第102条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第103条の見出し並びに同条第1項、第2項、第4項及び第5項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第104条第2項中「第95条第3項ただし書」を「第95条第2項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第7項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第11条中「から令和9年度まで」を「以後」に改める。

附則第14条の2の前の見出し及び同条を削る。

附則第14条の2の2に見出しとして「（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）」を付し、同条第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年が」に、「令和7年」を「令和12年」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは」を「には」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4第5項」に改め、同条第2項中「附則第14条の2の2第1項」を「附則第14条の2第1項」に改め、同条を附則第14条の2とする。

附則第14条の3中「又は附則第42条第1項」を「、附則第37条の3第1項又は附則第42条第1項」に、「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

附則第14条の5中「附則第7条の2第4項」の次に「（法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

附則第15条第1項中「令和9年度」を「令和12年度」に改め、同条第2項中「、附則第14条の2の2第1項」を削る。

附則第17条の2第3項中「附則第15条第14項」を「附則第15条第13項」に改め、同条第4項中「附則第15条第21項」を「附則第15条第20項」に改め、同条第5項中「附則第15条第22項第1号」を「附則第15条第21項第1号」に改め、同

条第6項中「附則第15条第22項第2号」を「附則第15条第21項第2号」に改め、同条第7項中「附則第15条第22項第3号」を「附則第15条第21項第3号」に改め、同条第8項中「附則第15条第23項第1号」を「附則第15条第22項第1号」に改め、同条第9項中「附則第15条第23項第2号」を「附則第15条第22項第2号」に改め、同条第10項中「附則第15条第25項第1号イ」を「附則第15条第24項第1号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第25項第1号ロ」を「附則第15条第24項第1号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第25項第1号ハ」を「附則第15条第24項第1号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第25項第1号ニ」を「附則第15条第24項第1号ニ」に改め、同条第14項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に改め、同条第15項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第24項第3号イ」に改め、同条第16項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第24項第3号ロ」に改め、同条第17項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第24項第4号」に改め、同条第18項から第20項までを削り、同条第21項中「附則第15条第28項」を「附則第15条第27項」に改め、同項を同条第18項とし、同条第22項中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改め、同項を同条第19項とし、同条第23項中「附則第15条第36項」を「附則第15条第35項」に改め、同項を同条第20項とし、同条第24項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同項を同条第21項とし、同条第25項中「附則第15条第40項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第22項とし、同条第26項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同項を同条第23項とし、同条中第27項を第24項とし、第28項を第25項とし、同条に次の1項を加える。

26 法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

附則第18条第7項中「附則第12条第16項」を「附則第12条第17項」に改め、同条第8項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第9項第4号中「附則第12条第23項」を「附則第12条第24項」に改め、同項第6号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第25項」に改め、同条第10項第5号及び第12項第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改め、同条第15項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第16項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、

障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第3号を次のように改める。

（3） 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別

附則第31条の2第3項第2号、第32条第3項第2号及び第33条第3項第2号中「、附則第14条の2第1項及び附則第14条の2の2第1項」を「及び附則第14条の2第1項」に改める。

附則第34条第1項中「令和8年度」を「令和11年度」に改め、同条第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に、「附則第34条の2第5項」を「附則第34条の2第6項」に、「附則第34条の2第10項」を「附則第34条の2第12項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第36条第5項第2号及び第37条第2項第2号中「、附則第14条の2第1項及び附則第14条の2の2第1項」を「及び附則第14条の2第1項」に改める。

附則第37条の2の次に次の1条を加える。

（特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

第37条の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第19条第1項及び第2項並びに第21条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額（以下

この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。)に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額(特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額(次項第1号の規定により読み替えて適用される第20条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第20条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第37条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(2) 第23条から第24条まで、第25条第1項、附則第13条第1項及び附則第13条の3第1項の規定の適用については、第23条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第37条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第23条の2第1項前段、第24条、第25条第1項、附則第13条第1項及び附則第13条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第37条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第23条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第37条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第26条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第37条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「山林所得金額若しくは附則第37条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(4) 附則第9条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第37条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第37条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第42条第2項第2号中「、附則第14条の2第1項及び附則第14条の2の2第1項」を「及び附則第14条の2第1項」に改める。

附則第43条の2第2項第2号及び第5項第2号並びに第43条の3第2項第2号及び第5項第2号中「、第14条の2第1項及び第14条の2の2第1項」を「及び第14条の2第1項」に改める。

附則第47条の2から第47条の6までを削る。

附則第48条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に、「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日か

ら令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第4項を削る。

附則第48条の2の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別割」を削り、「から第4項まで」を「又は第3項」に改め、同条第2項及び第3項中「の種別割」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第28条第1項ただし書、第29条の2及び第29条の3の改正規定並びに附則第11条の改正規定及び附則第14条の2の2第1項の改正規定（「令和20年度」を「令和25年度」に改める部分及び「令和7年」を「令和12年」に改める部分に限る。）並びに次条第1項及び第2項の規定 令和9年1月1日
- (2) 第71条の改正規定及び附則第3条第2項の規定 令和9年4月1日
- (3) 第23条の2第2項の改正規定並びに附則第14条の3の改正規定（「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める部分に限る。）、附則第14条の5の改正規定及び附則第34条の改正規定（同条第1項及び第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める部分を除く。）並びに次条第4項の規定 令和10年1月1日
- (4) 附則第14条の3の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第37条の2の次に1条を加える改正規定並びに次条第3項及び第5項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第号）の施行の日の属する年の翌々年の1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の由利本荘市税条例（以下「新条例」という。）第29条の3第1項及び第2項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第29条の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の由利本荘市税条例第29条の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

2 前条第1号に掲げる規定による改正後の市税条例附則第14条の2第1項及び第2項

の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第6項に規定する認定住宅等（同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第10項に規定する認定住宅等（同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

- 3 前条第4号に掲げる規定による改正後の由利本荘市税条例附則第14条の3の規定は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び第5項において「4号施行日」という。）の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、4号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 4 新条例附則第34条第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第34条第1項の土地等の譲渡について適用する。
- 5 新条例附則第37条の3の規定は、4号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税に

については、なお従前の例による。

- 2 新条例第71条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 4 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

- 2 この条例の施行の日前の3輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和8年3月31日

由利本荘市長 湊 貴 信

報告第3号

由利本荘市都市計画税条例の一部を改正する条例専決処分報告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、由利本荘市都市計画税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求める。

令和8年5月29日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

処分第12号

由利本荘市都市計画税条例の一部を改正する条例

由利本荘市都市計画税条例（平成17年由利本荘市条例第70号）の一部を次のように改正する。

附則第2項（見出しを含む。）中「附則第15条第14項」を「附則第15条第13項」に改める。

附則第3項（見出しを含む。）中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改める。

附則第4項（見出しを含む。）中「附則第15条第36項」を「附則第15条第35項」に改める。

附則第5項（見出しを含む。）中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改める。

附則第6項（見出しを含む。）中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改める。

附則第17項中「第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項」を「第8項、第12項から第16項まで、第18項、第19項、第23項、第26項、第30項から第32項まで、第35項、第36項、第40項若しくは第43項」に改め、同項を附則第18項とする。

附則第16項中「附則第8項及び第10項」を「附則第9項及び第11項」に、「附則第8項及び第11項」を「附則第9項及び第12項」に、「附則第9項、第11項及び第12項」を「附則第10項、第12項及び第13項」に、「附則第11項から第13項まで」を「附則第12項から第14項まで」に、「附則第13項」を「附則第14項」に、「附則第14項」を「附則第15項」に改め、同項を附則第17項とする。

附則第15項中「附則第13項」を「附則第14項」に改め、同項を附則第16項とする。

附則第14項を附則第15項とし、附則第13項を附則第14項とする。

附則第12項中「附則第8項」を「附則第9項」に改め、同項を附則第13項とする。

附則第11項中「附則第8項」を「附則第9項」に改め、同項を附則第12項とする。

附則第10項中「附則第8項」を「附則第9項」に改め、同項を附則第11項とする。

附則第9項を附則第10項とし、附則第8項を附則第9項とする。

附則第7項の見出し中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に改め、

同項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第3号を次のように改める。

（3） 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別

附則第7項を附則第8項とし、附則第6項の次に次の1項を加える。

（法附則第15条の11第1項の条例で定める割合）

7 法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の由利本荘市都市計画税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和7年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

3 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和8年3月31日

由利本荘市長 湊 貴 信

報告第4号

訴えの提起の専決処分報告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、訴えの提起を専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求める。

令和8年5月29日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

処分第20号

支払督促に対する督促異議申立てに係る訴えの提起について

1 事件名 令和8年(ワ)第5号 市営住宅家賃請求事件

2 当事者 原告 由利本荘市
被告

3 請求の趣旨

(1) 被告は、原告に対し金2,061,900円を支払え。

(2) 訴訟費用は被告の負担とする。

との判決並びに仮執行宣言を求める。

4 理由

被告は平成18年10月より市営住宅家賃を滞納しており、その徴収を図るため、支払督促を申立てしたところ、被告が督促異議の申立てをしたため、民事訴訟法(平成8年法律第109号)第395条の規定により、通常訴訟に移行したことから、債権回収の機会を失しないよう速やかに手続きを進めるため専決処分するものである。

地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和8年4月24日

由利本荘市長 湊 貴 信

報告第5号

令和7年度由利本荘市一般会計補正予算（専決第6号）専決処分報告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和7年度由利本荘市一般会計補正予算（専決第6号）を専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求める。

令和8年5月29日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

報告第6号

令和7年度由利本荘市国民健康保険特別会計補正予算（専決第1号）専決処分報告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和7年度由利本荘市国民健康保険特別会計補正予算（専決第1号）を専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求める。

令和8年5月29日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

報告第7号

令和7年度由利本荘市介護保険特別会計補正予算（専決第1号）専決処分報告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和7年度由利本荘市介護保険特別会計補正予算（専決第1号）を専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求める。

令和8年5月29日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

報告第8号

令和7年度由利本荘市診療所運営特別会計補正予算（専決第1号）専決処分報告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和7年度由利本荘市診療所運営特別会計補正予算（専決第1号）を専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求める。

令和8年5月29日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

報告第9号

令和7年度由利本荘市情報センター特別会計補正予算（専決第1号）専決処分報告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和7年度由利本荘市情報センター特別会計補正予算（専決第1号）を専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求める。

令和8年5月29日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

報告第10号

令和7年度由利本荘市スキー場運営特別会計補正予算（専決第1号）専決処分報告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和7年度由利本荘市スキー場運営特別会計補正予算（専決第1号）を専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求める。

令和8年5月29日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

報告第 1 1 号

令和 8 年度由利本荘市一般会計補正予算（専決第 1 号）専決処分報告

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、令和 8 年度由利本荘市一般会計補正予算（専決第 1 号）を専決処分したので、同条第 3 項の規定に基づき報告し、承認を求める。

令和 8 年 5 月 2 9 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

議案第96号

由利本荘市教育委員会教育長の任命について

次の者を由利本荘市教育委員会教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

住 所

氏 名 土 倉 新 也

年 月 日生

令和8年5月29日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

教育長の任期が、令和8年6月29日をもって満了となることに伴い、同氏を引き続き教育長として任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、議会の同意を得ようとするものである。

議案第97号

由利本荘市教育委員会委員の任命について

次の者を由利本荘市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求める。

住 所

氏 名 小坂 綾子

年 月 日生

令和8年5月29日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

小坂委員の任期が、令和8年6月29日をもって満了となることに伴い、同氏を引き続き教育委員会委員として任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、議会の同意を得ようとするものである。

議案第98号

由利本荘市固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を由利本荘市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求める。

住 所

氏 名 澤 田 宣 夫

年 月 日生

令和8年5月29日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

由利本荘市固定資産評価審査委員会委員を選任するにあたり、議会の同意を得ようとするものである。

議案第 99 号

由利本荘市固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を由利本荘市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第 423 条第 3 項の規定に基づき、議会の同意を求める。

住 所

氏 名 斎藤 弘隆

年 月 日生

令和 8 年 5 月 29 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

由利本荘市固定資産評価審査委員会委員を選任するにあたり、議会の同意を得ようとするものである。

議案第100号

由利本荘市固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を由利本荘市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求める。

住 所

氏 名 加 賀 秀 喜

年 月 日生

令和8年5月29日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

由利本荘市固定資産評価審査委員会委員を選任するにあたり、議会の同意を得ようとするものである。

議案第101号

由利本荘市農業委員会委員の任命について

次の者を由利本荘市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

住 所

氏 名 佐々木 純 一

年 月 生

令和8年5月29日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

由利本荘市農業委員会委員を任命するにあたり、議会の同意を得ようとするものである。

議案第102号

由利本荘市農業委員会委員の任命について

次の者を由利本荘市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

住 所

氏 名 富 樫 公 一

年 月 生

令和8年5月29日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

由利本荘市農業委員会委員を任命するにあたり、議会の同意を得ようとするものである。

議案第103号

由利本荘市農業委員会委員の任命について

次の者を由利本荘市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

住 所

氏 名 板 垣 利 明

年 月 生

令和8年5月29日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

由利本荘市農業委員会委員を任命するにあたり、議会の同意を得ようとするものである。

議案第104号

由利本荘市農業委員会委員の任命について

次の者を由利本荘市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

住 所

氏 名 菅 原 文 克

年 月 生

令和8年5月29日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

由利本荘市農業委員会委員を任命するにあたり、議会の同意を得ようとするものである。

議案第105号

由利本荘市農業委員会委員の任命について

次の者を由利本荘市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

住 所

氏 名 三 浦 徳 也

年 月 生

令和8年5月29日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

由利本荘市農業委員会委員を任命するにあたり、議会の同意を得ようとするものである。

議案第106号

由利本荘市農業委員会委員の任命について

次の者を由利本荘市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

住 所

氏 名 井 上 博 美

年 月 生

令和8年5月29日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

由利本荘市農業委員会委員を任命するにあたり、議会の同意を得ようとするものである。

議案第107号

由利本荘市農業委員会委員の任命について

次の者を由利本荘市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

住 所

氏 名 畑 山 留美子

年 月 生

令和8年5月29日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

由利本荘市農業委員会委員を任命するにあたり、議会の同意を得ようとするものである。

議案第108号

由利本荘市農業委員会委員の任命について

次の者を由利本荘市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

住 所

氏 名 佐藤 角栄

年 月 生

令和8年5月29日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

由利本荘市農業委員会委員を任命するにあたり、議会の同意を得ようとするものである。

議案第109号

由利本荘市農業委員会委員の任命について

次の者を由利本荘市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

住 所

氏 名 豊島 靖喜

年 月 生

令和8年5月29日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

由利本荘市農業委員会委員を任命するにあたり、議会の同意を得ようとするものである。

議案第110号

由利本荘市農業委員会委員の任命について

次の者を由利本荘市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

住 所

氏 名 吉 田 真 大

年 月 生

令和8年5月29日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

由利本荘市農業委員会委員を任命するにあたり、議会の同意を得ようとするものである。

議案第111号

由利本荘市農業委員会委員の任命について

次の者を由利本荘市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

住 所

氏 名 尾留川 正 敏

年 月 生

令和8年5月29日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

由利本荘市農業委員会委員を任命するにあたり、議会の同意を得ようとするものである。

議案第 1 1 2 号

由利本荘市農業委員会委員の任命について

次の者を由利本荘市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき、議会の同意を求める。

住 所

氏 名 巴 寛

年 月 生

令和 8 年 5 月 2 9 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

由利本荘市農業委員会委員を任命するにあたり、議会の同意を得ようとするものである。

議案第113号

由利本荘市農業委員会委員の任命について

次の者を由利本荘市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

住 所

氏 名 伊 東 金 一

年 月 生

令和8年5月29日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

由利本荘市農業委員会委員を任命するにあたり、議会の同意を得ようとするものである。

議案第114号

由利本荘市農業委員会委員の任命について

次の者を由利本荘市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

住 所

氏 名 石 井 健 一

年 月 生

令和8年5月29日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

由利本荘市農業委員会委員を任命するにあたり、議会の同意を得ようとするものである。

議案第 115 号

由利本荘市農業委員会委員の任命について

次の者を由利本荘市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき、議会の同意を求める。

住 所

氏 名 伊 藤 純 二

年 月 生

令和 8 年 5 月 2 9 日 提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

由利本荘市農業委員会委員を任命するにあたり、議会の同意を得ようとするものである。

議案第116号

由利本荘市農業委員会委員の任命について

次の者を由利本荘市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

住 所

氏 名 畠 山 典 雄

年 月 生

令和8年5月29日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

由利本荘市農業委員会委員を任命するにあたり、議会の同意を得ようとするものである。

議案第117号

由利本荘市農業委員会委員の任命について

次の者を由利本荘市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

住 所

氏 名 佐々木 亨

年 月 生

令和8年5月29日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

由利本荘市農業委員会委員を任命するにあたり、議会の同意を得ようとするものである。

議案第118号

由利本荘市農業委員会委員の任命について

次の者を由利本荘市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

住 所

氏 名 加藤 三 敏

年 月 生

令和8年5月29日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

由利本荘市農業委員会委員を任命するにあたり、議会の同意を得ようとするものである。

議案第119号

由利本荘市農業委員会委員の任命について

次の者を由利本荘市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

住 所

氏 名 小 野 晃 一

年 月 生

令和8年5月29日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

由利本荘市農業委員会委員を任命するにあたり、議会の同意を得ようとするものである。

議案第120号

由利本荘市農業委員会委員の任命について

次の者を由利本荘市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

住 所

氏 名 佐々木 善 永

年 月 生

令和8年5月29日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

由利本荘市農業委員会委員を任命するにあたり、議会の同意を得ようとするものである。

議案第121号

由利本荘市農業委員会委員の任命について

次の者を由利本荘市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

住 所

氏 名 齋 藤 誠

年 月 生

令和8年5月29日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

由利本荘市農業委員会委員を任命するにあたり、議会の同意を得ようとするものである。

議案第122号

由利本荘市農業委員会委員の任命について

次の者を由利本荘市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

住 所

氏 名 真 坂 和 都

年 月 生

令和8年5月29日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

由利本荘市農業委員会委員を任命するにあたり、議会の同意を得ようとするものである。

議案第123号

由利本荘市農業委員会委員の任命について

次の者を由利本荘市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

住 所

氏 名 佐藤 源樹

年 月 生

令和8年5月29日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

由利本荘市農業委員会委員を任命するにあたり、議会の同意を得ようとするものである。

議案第124号

由利本荘市農業委員会委員の任命について

次の者を由利本荘市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

住 所

氏 名 佐 藤 崇

年 月 生

令和8年5月29日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

由利本荘市農業委員会委員を任命するにあたり、議会の同意を得ようとするものである。

議案第125号

由利本荘市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）

由利本荘市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

由利本荘市国民健康保険税条例（平成17年由利本荘市条例第166号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「及び」を「、」に改め、「いう。）」の次に「及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同項に次の1号を加える。

（4） 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第3条第2項ただし書中「66万円」を「67万円」に改め、同条第3項中「属する」の次に「国民健康保険の」を加え、同条に次の1項を加える。

5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、当該合算額が3万円を超える場合には、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。

第7条第1号中「第25条第1項」を「第28条第1項」に改める。

第33条を第36条とし、第27条から第32条までを3条ずつ繰り下げ、第26条の3を第29条の3とし、第26条の2を第29条の2とし、第26条を第29条とする。

第25条の2中「第26条の2第1項」を「第29条の2第1項」に、「第25条の2」を「第28条の2」に改め、同条を第28条の2とする。

第25条第1項各号列記以外の部分中「66万円」を「67万円」に、「並びに」を「、」に改め、「17万円）」の次に「並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円）」を加え、同項第1号に次のように加える。

オ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について1,120円

カ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について70円

第25条第1項第2号中「30万5,000円」を「31万円」に改め、同号に次のように加える。

オ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について800円

カ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について50円

第25条第1項第3号中「56万円」を「57万円」に改め、同号に次のように加える。

オ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について320円

カ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について20円

第25条第2項に次の1号を加える。

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号オに規定する金額を減額した世帯 240円

イ 前項第2号オに規定する金額を減額した世帯 400円

ウ 前項第3号オに規定する金額を減額した世帯 640円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 800円

第25条第3項各号列記以外の部分中「所得割額及び」を「所得割額並びに」に改め、「被保険者均等割額」の次に「及び18歳以上被保険者均等割額」を加え、同項第1号中「第24条の30の5」を「第24条の30の6」に改め、同項に次の3号を加える。

(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第12条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第13条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第14条の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第25条に次の1項を加える。

- 4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（前3項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

第25条を第28条とする。

第24条第1項中「第27条」を「第30条」に改め、同条を第27条とする。

第23条を第26条とする。

第22条第1項中「第14条第1項」を「第17条第1項」に改め、同条を第25条とする。

第21条第1号中「第16条第2項」を「第19条第2項」に改め、同条を第24条とする。

第20条を第23条とし、第16条から第19条までを3条ずつ繰り下げる。

第15条第1項中「第25条」を「第28条」に改め、同条を第18条とする。

第14条を第17条とする。

第13条中「第16条」を「第19条」に、「第20条」を「第23条」に、「第21条」を「第24条」に改め、同条を第16条とし、第12条を第15条とし、第11条の次に次の3条を加える。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)

第12条 第3条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.40を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)

第13条 第3条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,600円とする。

(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)

第14条 第3条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について100円とする。

附則第2項中「第25条」を「第28条」に改める。

附則第3項中「第10条」の次に「、第12条」を加え、「第25条」を「第28条」に、「第25条第1項中」を「第28条第1項中」に改める。

附則第4項中「第10条」の次に「、第12条」を加え、「第25条」を「第28条」に、「第25条第1項中」を「第28条第1項中」に改める。

附則第6項中「第10条」の次に「、第12条」を加え、「第25条」を「第28条」に、「第25条第1項中」を「第28条第1項中」に改める。

附則第7項中「第10条」の次に「、第12条」を加え、「第25条」を「第28条」に、「第25条第1項中」を「第28条第1項中」に改める。

附則第8項中「第10条」の次に「、第12条」を加え、「第25条」を「第28条」に、「第25条第1項中」を「第28条第1項中」に改める。

附則第9項中「第10条」の次に「、第12条」を加え、「第25条」を「第28条」に、「第25条第1項中」を「第28条第1項中」に改める。

附則第10項中「第10条」の次に「、第12条」を加え、「第25条」を「第28条」に、「第25条第1項中」を「第28条第1項中」に改める。

附則第11項中「第10条」の次に「、第12条」を加え、「第25条」を「第28条」に、「第25条第1項中」を「第28条第1項中」に改める。

附則第12項中「第30条第1項」を「第33条第1項」に改める。

附則第13項中「第10条」の次に「、第12条」を加え、「第25条第1項」を「第28条第1項」に、「第25条第1項中」を「第28条第1項中」に改める。

附則第14項中「第10条」の次に「、第12条」を加え、「第25条第1項」を「第28条第1項」に、「第25条第1項中」を「第28条第1項中」に改める。

附則第15項中「第30条第3項」を「第33条第3項」に改める。

附則第16項中「第30条第4項」を「第33条第4項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の由利本荘市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和8年5月29日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

地方税法等の改正に伴い、子ども・子育て支援納付金の新設及び税率制定に係る所要の規定整備、併せて基礎分賦課限度額等を改正するため、条例の一部を改正しようとするものである。

議案第 126 号

由利本荘市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例（案）

由利本荘市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

由利本荘市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例（平成 28 年由利本荘市条例第 59 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「償却資産」の次に「（所得税法施行令第 6 条第 1 号から第 3 号まで又は法人税法施行令第 13 条第 1 号から第 3 号までに掲げるものに限る。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

令和 8 年 5 月 29 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

地方再生法第 17 条の 6 の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、条例の一部を改正しようとするものである。

議案第 1 2 7 号

由利本荘市老人福祉施設におけるサービスに要する費用の徴収に関する条例の一部を改正する条例（案）

由利本荘市老人福祉施設におけるサービスに要する費用の徴収に関する条例の一部を改正する条例

由利本荘市老人福祉施設におけるサービスに要する費用の徴収に関する条例（平成 1 7 年由利本荘市条例第 1 5 5 号）の一部を次のように改正する。

別表の表中

「

第 1 号訪問事業	サービス費	法第 1 1 5 条の 4 5 第 5 項の規定に基づき本荘由利広域市町村圏組合の定めた額
-----------	-------	---

」を

「

第 1 号訪問事業	サービス費	法第 1 1 5 条の 4 5 の 3 第 2 項の規定に基づき介護保険法施行規則第 1 4 0 条の 6 3 の 2 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和 3 年厚生労働省告示第 7 2 号。以下「第 1 号事業費告示」という。）別表 1 により算定した費用の額
-----------	-------	--

」に

「

通所介護事業	サービス費	居宅介護サービス費算定に関する基準別表により算定した介護サービス費用の額
	食費	1 日 4 4 0 円
第 1 号通所事業	サービス費	法第 1 1 5 条の 4 5 第 5 項の規定に基づき本荘由利広域市町村圏組合の定めた額

	食費	1日 440円
短期入所生活介護事業	サービス費	居宅介護サービス費算定に関する基準別表により算定した介護サービス費用の額
	食費及び滞在費	法第51条の2第2項第1号並びに第2号に規定する食費の基準費用額又は負担限度額と滞在費の基準費用額又は負担限度額との合計額
介護予防短期入所生活介護事業	サービス費	介護予防サービス費算定に関する基準別表により算定した介護サービス費用の額
	食費及び滞在費	法第61条の2第2項第1号並びに第2号に規定する食費の基準費用額又は負担限度額と滞在費の基準費用額又は負担限度額との合計額
介護老人福祉施設事業	サービス費	法第48条第2項及び介護保険法施行法(平成9年法律第124号。以下「施行法」という。)第13条第4項の規定に基づき指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第21号)別表により算定した介護サービス費用の額
	食費及び居住費	法第51条の2第2項第1号並びに第2号に規定する食費の基準費用額又は負担限度額と居住費の基準費用額又は負担限度額との合計額。若しくは、施行法第13条第5項第1号並びに第2号に規定する食費の特定基準費用額又は特定負担限度額と居住費の特定基準費用額又は特定負担限度額との合計額

」を

「

通所介護事業	サービス費	居宅介護サービス費算定に関する基準別表により算定した介護サービス費用の額
	食費	1日 490円
第1号通所事業	サービス費	法第115条の45の3第2項の規定に基づき第1号事業費告示別表2により算定した費用の額
	食費	1日 490円
短期入所生活介護事業	サービス費	居宅介護サービス費算定に関する基準別表により算定した介護サービス費用の額
	食費及び滞在費	法第51条の3第2項第1号並びに第2号に規定する食費の基準費用額又は負担限度額と滞在費の基準費用額又は負担限度額との合計額
介護予防短期入所生活介護事業	サービス費	介護予防サービス費算定に関する基準別表により算定した介護サービス費用の額
	食費及び滞在費	法第61条の3第2項第1号並びに第2号に規定する食費の基準費用額又は負担限度額と滞在費の基準費用額又は負担限度額との合計額
介護老人福祉施設事業	サービス費	法第48条第2項及び介護保険法施行法(平成9年法律第124号。以下「施行法」という。)第13条第4項の規定に基づき指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第21号)別表により算定した介護サービス費用の額
	食費及び居住費	法第51条の3第2項第1号並びに第2号に規定する食費の基準費用額又は負担限度額と居住費の基準費用額又は負担限度額との合計額。若しくは、施行法第13条第5項第1号並びに第2号に規定する食費の特定

		基準費用額又は特定負担限度額と居住費の 特定基準費用額又は特定負担限度額との合 計額
--	--	--

」に

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の由利本荘市老人福祉施設におけるサービスに要する費用の徴収に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用について適用し、同日前の使用については、なお従前の例による。

令和8年5月29日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

介護保険法における食費の基準費用額が見直されたことに伴い、通所介護事業及び第1号通所事業に係る食費に関する規定を改めるため、条例の一部を改正しようとするものである。

議案第 1 2 8 号

由利本荘市介護保険条例の一部を改正する条例（案）

由利本荘市介護保険条例の一部を改正する条例

由利本荘市介護保険条例（令和 6 年由利本荘市条例第 4 6 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 3 項を加える。

（令和 8 年度における前年度非課税者に係る保険料の減免）

- 6 第 1 号被保険者又はその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに令和 7 年度及び令和 8 年度の各年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者で令附則第 2 5 条の規定により令和 8 年度分の同法の規定による市町村民税が課されているものとみなされることとなるもの（令和 7 年度分の同法の規定による市町村民税が課されていないことを本市が保有する情報で確認することができる者に限る。以下「みなし課税者」という。）がいる場合であって、そのみなされることにより当該第 1 号被保険者の令和 8 年度分の保険料に係る保険料段階（第 5 条第 1 項各号に掲げる区分をいう。以下同じ。）が、当該みなし課税者に令附則第 2 5 条の規定の適用がないものとした場合に決定されるべき当該第 1 号被保険者の令和 8 年度分の保険料に係る保険料段階（次項において「令附則第 2 5 条非適用保険料段階」という。）よりも保険料率の高い保険料段階に決定されるときは、当該第 1 号被保険者の令和 8 年度分の保険料を減免する。
- 7 前項の規定による減免後の令和 8 年度分の保険料の額は、令附則第 2 5 条非適用保険料段階の保険料率により算定した保険料の額とする。
- 8 第 6 項の規定による保険料の減免については、保険料の納付義務者の申請を要しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

令和8年5月29日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

介護保険法施行令の一部改正に伴い、令和7年度分の市町村民税の非課税者に係る令和8年度分の介護保険料の減免について定めるため、条例の一部を改正しようとするものである。

議案第 1 2 9 号

由利本荘市本荘マリーナオートキャンプ場条例の一部を改正する条例（案）

由利本荘市本荘マリーナオートキャンプ場条例の一部を改正する条例

由利本荘市本荘マリーナオートキャンプ場条例（平成 1 7 年由利本荘市条例第 1 7 5 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

施設名称等	使用料	備考
オートキャンプサイト	1泊1区画 3, 14 0円	1 1泊は午後1時から翌日の午前10時までの利用とし、連泊の場合は、日中（午前10時から午後4時まで）の利用も認める。 2 1サイト4人を超えるときは、1人につき310円（小・中学生は、100円）を追加徴収する。 3 キャンピングカーは、1,050円（電源使用料を含む。）の追加料金を徴収する。
	日帰り1区画 2, 1 00円	1 宿泊しないで日中（午前10時から午後4時まで）のみ使用する場合 2 宿泊の場合と同じ。 3 宿泊の場合と同じ。
電源	1泊又は1日について 520円	1 希望者のみとする。
ごみ袋 コインシャワー コイン洗濯機 コイン乾燥機	市指定ごみ袋の販売価格 3分間 100円 1回 200円 1回 100円	市指定ごみ袋の販売価格は、由利本荘市廃棄物の処理及び再利用並びに清掃に関する条例（平成17年条例第157号）に基づき市が指定する一般廃棄物処理用ごみ袋の販売価格による。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料等について適用し、施行日前の使用に係る使用料等については、なお従前の例による。

令和 8 年 5 月 2 9 日提出

由利本庄市長 湊 貴 信

提案理由

ごみ袋料金改定に伴い、使用料を改めるため、条例の一部を改正しようとするものである。

議案第130号

由利本荘市ゆりの里交流センター条例の一部を改正する条例（案）

由利本荘市ゆりの里交流センター条例の一部を改正する条例

由利本荘市ゆりの里交流センター条例（平成17年由利本荘市条例第321号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

大広間	一般（中学生以上）	1人	210円	<ul style="list-style-type: none"> ・入湯料は別に徴収する。 ・使用時間は、午前8時30分から午後4時までとする。
	小学生	1人	100円	

」を

「

大広間	一般（中学生以上）	1人	310円	<ul style="list-style-type: none"> ・入湯料は別に徴収する。 ・使用時間は、午前8時30分から午後4時までとする。
	小学生	1人	160円	

」に

「

個室	午前8時30分から午後4時まで	1室	3,140円	・入湯料は使用人数により別に徴収する。
----	-----------------	----	--------	---------------------

	午後4時30分から 午後8時30分まで	1室 3,140円	<ul style="list-style-type: none"> ・使用時間は、午前8時30分から午後8時30分までとする。 ・午後4時まで使用した者が、午後4時以降に延長して使用する場合は、延長した時間の1時間につき790円の使用料を徴収する。 ・1時間未満の端数が生じた場合は、1時間とする。
--	------------------------	-----------	---

」を

「

個室	1室	1時間 840円	<ul style="list-style-type: none"> ・入湯料は使用人数により別に徴収する。 ・使用時間は、午前8時30分から午後8時30分までとする。 ・1時間未満の端数が生じた場合は、1時間とする。
----	----	----------	--

」に

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条件による改正後の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料等については、なお従前の例による。

令和8年5月29日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

ゆりの里交流センターの使用料を改めるため、条例の一部を改正しようとするものである。

議案第131号

由利本荘市ガス供給条例の一部を改正する条例（案）

由利本荘市ガス供給条例の一部を改正する条例

由利本荘市ガス供給条例（平成17年由利本荘市条例第248号）の一部を次のように改正する。

第22条の2中「従量料金単価」を「単位料金（基準単位料金又は調整単位料金）」に改める。

第23条の次に次の1条を加える。

（単位料金の調整）

第23条の2 市は、毎月、第3項第2号の規定により算定した平均原料価格が同項第1号に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により別表第2の料金表の各基準単位料金に対応する調整単位料金を算定する。この場合においては、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定する。なお、調整単位料金の適用基準は、別表第2のとおりとする。

（1） 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき。

調整単位料金（1立方メートル当たり）＝基準単位料金＋原料価格変動額／
54,700×46.04655×0.929×0.7×（1＋消費税率）

（2） 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき。

調整単位料金（1立方メートル当たり）＝基準単位料金－原料価格変動額／
54,700×46.04655×0.929×0.7×（1＋消費税率）

（備考）上記第1号及び第2号の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨てる。

2 前項の数式における各項目の定義は、次のとおりとする。

ア 54,700：1トン当たりの基準熱量（メガジュール）

イ 46.04655：標準熱量（メガジュール）

ウ 0.929：ガス量換算係数

エ 0.7：変動緩和措置係数

3 第1項に規定する基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、次のとおりとする。

（1） 基準平均原料価格（1トン当たり） 90,390円（LNGについて、財務省が関税法（昭和29年法律第61号）第102条第3項の規定により公表す

る貿易に関する統計（以下「貿易統計」という。）による令和6年10月から令和7年9月までの価格）

- (2) 平均原料価格（1トン当たり） 別表第2に規定する各3箇月間における貿易統計の数量及び価額から算定した1トン当たりLNG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位とする。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額とする。

(算式) 平均原料価格 = 1トン当たりLNG平均価格

(備考) 市は、1トン当たりLNG平均価格を公表するものとする。

- (3) 原料価格変動額 次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額とする。

(算式)

ア 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき。

原料価格変動額 = 平均原料価格 - 基準平均原料価格

イ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき。

原料価格変動額 = 基準平均原料価格 - 平均原料価格

第30条第2項中「大口供給の料金」を「大口供給の単位料金」に改め、「基準単位料金」の次に「（第23条の2の規定が適用される場合にあっては調整単位料金）」を加える。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第22条、第23条、第23条の2、第30条関係）

1 適用区分

料金表A 使用量が20立方メートル以下の場合に適用する。

料金表B 使用量が20立方メートルを超え、200立方メートル以下の場合に適用する。

料金表C 使用量が200立方メートルを超える場合に適用する。

2 早収料金の算定方法

- (1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計とする。従量料金は、基準単位料金又は第23条の2の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定する。

- (2) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりとする。

ア 料金算定期間の末日が1月1日から同月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用する。

イ 料金算定期間の末日が2月1日から同月28日（うるう年は同月29日）に属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、前年9月から11月までの平

均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用する。

ウ 料金算定期間の末日が3月1日から同月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用する。

エ 料金算定期間の末日が4月1日から同月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用する。

オ 料金算定期間の末日が5月1日から同月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用する。

カ 料金算定期間の末日が6月1日から同月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用する。

キ 料金算定期間の末日が7月1日から同月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用する。

ク 料金算定期間の末日が8月1日から同月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用する。

ケ 料金算定期間の末日が9月1日から同月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用する。

コ 料金算定期間の末日が10月1日から同月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用する。

サ 料金算定期間の末日が11月1日から同月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用する。

シ 料金算定期間の末日が12月1日から同月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用する。

3 料金表A

(1) 基本料金

1 箇月及びガスメーター1個につき	1, 012円
-------------------	---------

(2) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	2 3 6 . 0 1 4 円
-------------	-----------------

(3) 調整単位料金

前号の基準単位料金を基に第23条の2の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金とする。

4 料金表B

(1) 基本料金

1 箇月及びガスメーター1個につき	1, 7 8 2 円
-------------------	------------

(2) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 9 7 . 5 1 4 円
-------------	-----------------

(3) 調整単位料金

前号の基準単位料金を基に第23条の2の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金とする。

5 料金表C

(1) 基本料金

1 箇月及びガスメーター1個につき	4, 3 3 4 円
-------------------	------------

(2) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 8 4 . 7 5 4 円
-------------	-----------------

(3) 調整単位料金

前号の基準単位料金を基に第23条の2の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金とする。

備考 この表に定める金額は、消費税等相当額を含むものとする。

別表第3及び別表第4中「従量料金単価に使用量を乗じて算定する」を「基準単位料金又は第23条の2の規定により調整単位料金を算定した場合はその調整単位料金に使用量を乗じて算定する。なお、調整単位料金の適用基準は別表第2における適用基準と同様とする」に改める。

別表第6中「の2」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の由利本荘市ガス供給条例別表第2の規定は、令和8年10月1日以後行う検針により算定したガスの使用量に係る料金について適用し、同日前に行う検針により算定したガスの使用量に係る料金については、なお従前の例

による。

令和8年5月29日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

ガス料金に係る規定を改めるため、条例の一部を改正しようとするものである。

議案第132号

由利本荘市ガス事業、水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（案）

由利本荘市ガス事業、水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

由利本荘市ガス事業、水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成17年由利本荘市条例第244号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項第3号中「1,707.6ヘクタール」を「1,661.9ヘクタール」に改め、同項第4号中「3万7,610人」を「3万3,660人」に改め、同項第5号中「1万5,251立方メートル」を「1万4,988立方メートル」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

令和8年5月29日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

公共下水道事業計画区域の見直しにより、条例の一部を改正しようとするものである。

議案第 133 号

由利本荘市道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき、次の路線を認定する。

路線番号	路線名	起 点	終 点	延長 (m)
80240	中直根線	由利本荘市鳥海町中直根字山ノ下 4 3 番 6 地先	由利本荘市鳥海町下直根字中村 3 4 番 1 地先	1,419.80

令和 8 年 5 月 2 9 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

主要地方道鳥海矢島線のバイパス道路の完成に伴い、秋田県より移管された旧道について認定するものである。

